

栄えあるご受章おめでとうございます

令和2年春の叙勲・褒章、第56回県民功労者表彰について、当中央会関係者では、次の方々が受章されました。(順不同・敬称略)

◆春の叙勲・褒章

【旭日双光章】

向井弘光	三重県中小企業団体中央会	前副会長
木村圭仁朗	三重県中小企業団体中央会	理事
竹尾博光	三重県中小企業団体中央会	元副会長

【瑞宝双光章】

中内中	三重県組紐協同組合	理事
-----	-----------	----

【黄綬褒章】

川地清廣	協同組合三重県写真館協会	前理事長
------	--------------	------

◆第56回県民功労者表彰

伊藤恵子	三重県中小企業レディース中央会	会長
辻本林義	伊賀プレカット協同組合	理事長
富永巖	伊賀南部不動産事業協同組合	理事長



県民功労者表彰式

Notice



中小機構中部本部からのお知らせ

新型コロナウイルスに関する支援策の情報提供・相談窓口について

中小機構では、新型コロナウイルスにより影響を受ける、又はその恐れがある中小企業・小規模企業者を対象として、経営上の相談に対応しています。

《J-Net21での情報提供》

J-Net21は、中小機構が運営する、中小企業とその支援者、創業予定者とその支援者のためのポータルサイトです。新型コロナウイルスに関する相談窓口や補助金・助成金・融資その他の情報を掲載しています。ぜひご覧ください。



《ご相談窓口》

「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。アフターコロナ時代に対応したビジネス戦略の再構築など様々な経営課題をご相談ください。相談日と時間について、事前にお問い合わせの上、ご予約ください。

(お問い合わせ先) 中部本部 企業支援部 企業支援課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階

電話:052-220-0516

Notice



三重労働局からのお知らせ

パワーハラスメントの防止措置が 事業主の義務となります！

大企業:2020年6月1日～ 中小企業:2022年4月1日～
職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。
※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

ポータルサイト「あかいい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。
社内の体制整備に是非ご活用下さい。



厚生労働省ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。
社内の体制整備に是非ご活用下さい。

正社員と非正規労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)との間で、不合理な待遇差が禁止されます！

大企業:2020年4月1日～ 中小企業:2021年4月1日～

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、不合理な差の解消(同一労働同一賃金)が求められます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、取組の参考となる情報や制度の詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。



具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、
三重働き方改革推進支援センターへ ☎0120-111-417
津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階
<https://task-work.com/mie/>

お問い合わせ先 三重労働局 雇用環境・均等室 059-226-2318